

別表第2（第2条関係）

悪臭に係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	家畜・家禽（きん）の飼育施設	ア 豚の飼育場	すべてのもの
		イ 牛の飼育場	
		ウ 馬の飼育場	
		エ 鶏の飼育場	飼育能力 300 羽以上
2	ふん尿・汚物及びきゅう肥の貯溜施設	ア ふん尿汚物の貯溜槽	項1に掲げる特定施設に附属するすべて
		イ きゅう肥の堆積場	
3	再生資源卸売業のプレス・断裁及び焼却施設	ア 焼却処理施設	すべてのもの
4	汚物の汲取施設	バキュームカー	タンク容量 500 リットル以上